

令和6年3月19日  
墨田区

## 墨田区船着場の使用料割引期間の終了について

墨田区では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた舟運事業者への支援策と観光舟運の活性化対策として、これまで墨田区船着場の使用料割引を実施してきましたが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、船着場の利用が回復していることから、令和6年3月31日をもって使用料割引期間を終了いたします。

### 【これまでの使用料の割引について】

対象施設 吾妻橋、おしなり公園、平井橋、立花六丁目、東墨田二丁目の各船着場  
対象期間 令和2年9月14日(月)から令和2年11月30日(月)まで(当初)  
令和2年12月1日(火)から令和3年3月31日(水)まで(第1回延長)  
令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで(第2回延長)  
令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで(第3回延長)  
令和5年4月1日(土)から令和5年9月30日(土)まで(第4回延長)  
令和5年10月1日(日)から令和6年3月31日(日)まで(第5回延長)

### 令和6年4月1日からの使用料

船舶の種類	1隻につき1回当たりの使用料	
	1日1回使用する場合	1日2回以上使用する場合
定員12人以下	600円	450円
定員13人以上25人以下	1,000円	750円
定員26人以上44人以下	2,000円	1,500円
定員45人以上	5,000円	4,000円

[吾妻橋船着場]



[問合せ先]

墨田区都市整備部都市整備課  
都市整備・河川担当  
担当者 齋藤、宮代  
電話 03-5608-6294